

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成１２年１月町田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
１２４ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号） <u>第５条の１３第１項</u> の規定に基づく管理計画認定申請手数料又は同法 <u>第５条の１６第２項</u> において準用する同法 <u>第５条の１３第１項</u> の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料	略	１２４ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号） <u>第５条の３第１項</u> の規定に基づく管理計画認定申請手数料又は同法 <u>第５条の６第２項</u> において準用する同法 <u>第５条の３第１項</u> の規定に基づく管理計画認定更新申請手数料	略
１２５ マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第５条の１７第１項</u> の規定に基づく管理計画変更認定申請手数料	略	１２５ マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第５条の７第１項</u> の規定に基づく管理計画変更認定申請手数料	略
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。